

新婚世帯を応援します

愛南町では、新婚世帯を対象に、新生活に必要な費用の補助を行っています。

● 補助対象世帯

- 愛南町に住所がある夫婦
 - 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦
 - 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で以下の表の所得要件に該当する世帯
- ※収入ではありません。
※世帯所得の算定は、返還中の貸与型奨学金がある場合その額を所得から除きます。

● 補助内容

- 新婚生活のために要した以下の費用で
令和7年4月1日以降に生じた費用を補助します。
- ③は①または②と併用可能です。

※例)婚姻時29歳以下、世帯所得500万円未満の場合、最大80万円が補助されます。



夫婦年齢		世帯所得	補助対象経費	補助上限金額
①	29歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入)	60万円
②		500万円以上 660万円未満	・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引越費用	20万円
③	29歳以下	660万円未満	・時短家電及び省エネ家電の購入費用	20万円
④	30歳以上 39歳以下	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入) ・新居の賃借料 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引越費用	30万円

※結婚のご予定がある方は、夫婦の所得が分かるものを持って、**まずはご相談**ください。
補助金の詳細を説明させていただきます。

令和7年度申請期限 令和8年2月27日(金)
年度末にご結婚の予定のある方は、お早目にご相談ください。

【問合せ先】

愛南町役場 子育て支援課
電話：0895-73-7135
Fax：0895-70-1777
メール：kosodateshien@town.ainan.ehime.jp

